

第1章

計画の概要

第1章

計画の概要



1

計画策定の背景と主旨

我が国の年間自殺者数は、平成3年頃から徐々に増加し、平成10年には初めて3万人を超えるました。これを受け国は、平成18年に「自殺対策基本法（以下「基本法」という。）」を施行し、翌年には、自殺対策を強力に推進する指針として「自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）」を閣議決定しました。これにより、自殺対策は国を挙げて総合的に推進されるようになりました。

その結果、平成23年まで14年連続して3万人を超えていた年間自殺者数は、平成24年には2万人台に減少し、それ以降も減少傾向は続きました。

しかしながら、令和2年には、新型コロナウイルス感染症の拡大をはじめとする様々な社会問題が悪化したことにより、年間自殺者数は、11年ぶりに前年を上回る事態となりました。その中でも、特に女性や小中高生の自殺者数が著しく増加しました。更に令和4年には、男性の自殺者数も13年ぶりに増加に転じ、小中高生の自殺者数も過去最多となりました。

依然として、我が国の自殺者数は毎年2万人を超える水準で推移しており、また、人口10万人あたりの自殺死亡率は主要先進7か国中最も高いことから、憂慮すべき状況は続いていると言えます。

本市においては、平成13年に健康増進計画「健康ふじ21計画」を策定し、「こころの健康づくり」に関する取組を本格化させました。

平成19年には、全国に先駆け、静岡県精神保健福祉センター、富士市医師会、富士市薬剤師会、富士労働基準監督署等と連携し、「富士モデル事業」として『睡眠キャンペーン』と『紹介システム』を推進しました。更に平成21年度には、庁内組織である富士市自殺対策庁内連絡会を設置し、市を挙げて自殺対策を総合的に推進してきました。

また、自治体に対し自殺対策計画の策定が義務付けられることにより、平成31年3月には、「富士市自殺対策計画（以下「前計画」という。）」を策定し、関係機関との連携協力体制の強化を図ることなどにより、市民の命を支え守るための取組を進めてきました。

本計画は、令和4年に閣議決定された新たな大綱を踏まえ、前計画の基本的な考え方や取組を継承しつつ、これに新たな取組を加え、本市の「生きるを支える」施策や事業を総動員するための計画として策定しました。

「誰もが認め支え合う 居心地のいいまち 富士市」の実現に向けて、本市の自殺対策が更に大きく前進するよう努めています。

(参考) 富士モデル事業と自殺対策の取組経過

富士モデル事業は、先進的且つ地域の実情に即した自殺対策を実施する地域として国からの選定を受け、静岡県精神保健福祉センターを中心に、富士市、富士市医師会、富士市薬剤師会、富士労働基準監督署等が連携し推進した事業です。

我が国では、バブル経済が崩壊した平成3年頃から不況が続き、その中で、主に50歳代男性を中心とした働き盛り世代の自殺者数が急増しました。また、それまで2万人台で推移していた年間自殺者数も一気に3万人を超える事態となりました。

従来の自殺対策は郡部の高齢者を対象としたものが中心であり、都市部の働き盛り世代を対象とした対策が確立されていない状況でした。

これに対し本市では、うつ病の身体症状のひとつである不眠に着目し、「2週間以上の不眠はうつのサイン」「パパ、ちゃんと寝てる?」等のキャッチフレーズを用いて、働き盛りの男性をターゲットに、自殺のハイリスク要因であるうつ病の早期発見・早期治療を促す『睡眠キャンペーン』を展開しました。

また、かかりつけ医や産業医が、不眠を訴える患者や従業員等に対し、チェック表に基づいて精神科への受診の必要について判断し、専用紹介状で精神科等の専門医師に患者を紹介する『紹介システム』も立ち上げました。

富士モデル事業は平成19年1月から約3年間実施し、平成21年度で終了しましたが、現在も『睡眠キャンペーン』と『紹介システム』は継続されており、一般医と精神科医との連携が図られているところです。

富士市がモデル地区に選定された理由

- 自殺死亡率が静岡県や全国と比較し高い状況にあった。
- 働き盛り世代の自殺者が多かった。
- 15歳から64歳の働き盛り世代の人口割合が高かった。
- 第2次産業従事者の比率が高い県下有数の産業都市である。



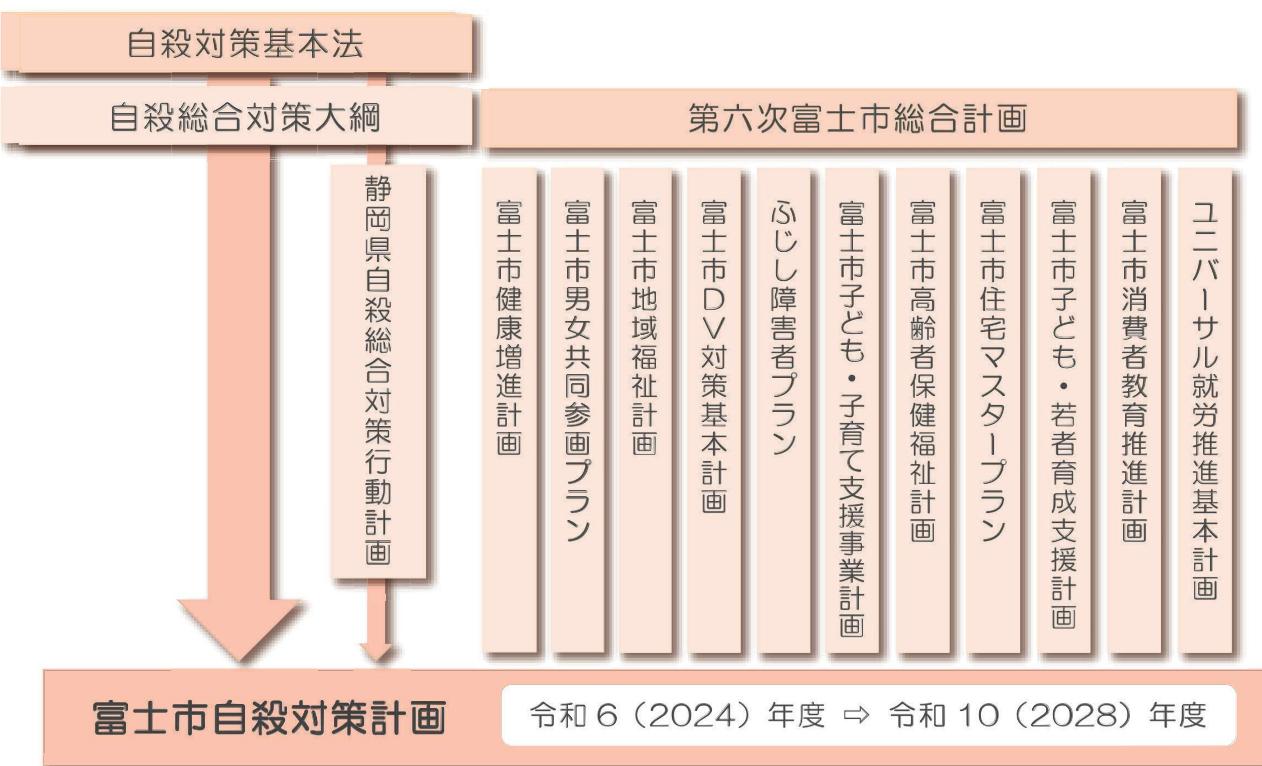
表 1：富士市自殺対策計画策定までの富士市の取組経過

年度	富士市の取組	実績等（開始年度～平成 28 年度）
平成 18 年度	健康ふじ 21 計画「こころ」分野重点啓発	シンポジウム等開催
19～21 年度	富士モデル事業（以降継続実施）	紹介システム件数 936 件
19 年度～	公認心理師によるストレス相談	127 回 285 人
20 年度～	健康ふじ 21 推進地区講演会（こころ）	睡眠、うつ病、こころの病気、依存症、ストレス、パニック障害等、21 回 2,014 人
21 年度～	富士市自殺対策庁内連絡会	庁内関係課 14 課⇒16 課
21 年度～	富士市自殺対策連絡会	富士労働基準監督署、静岡県司法書士会、富士健康福祉センター、庁内 5 課実務担当者
22～23 年度	富士市自殺対策庁内連絡会ワーキングG会議	「相談窓口対応てびき」作成
21～23 年度	相談対応者研修（市職員対象）	うつ病、相談のポイント、自殺のサインと対応、困難事例対応、自死遺族等 7 回 541 人
23 年度～	こころのゲートキーパー研修	139 回 4,632 人
23～28 年度	こころとくらしの悩み無料休日相談会	8 回 83 人
26 年度～	ウェブサイト「こころの体温計」運用開始	市民アクセス数 161,318 件
27 年度～	うつ病家族講座	2 コース 3 回 延 36 人
30 年度	第一次富士市自殺対策計画策定	計画期間：令和元年度～令和 5 年度

2

計画の位置付け

この計画は、自殺対策基本法第 13 条の 2（都道府県自殺対策計画等）の規定に基づき策定されたもので、自殺総合対策大綱並びに静岡県自殺総合対策行動計画、本市の状況を踏まえた内容になっております。また、「富士市健康増進計画（健康ふじ 21 計画Ⅲ）」等、その他関連する計画との連携を図っていきます。



3 計画の期間

この計画は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間を計画推進期間とします。

令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)	令和 12 年度 (2030)
第一次 計画		第二次 富士市自殺対策計画					第三次 計画	
最終評価						最終評価		

計画策定

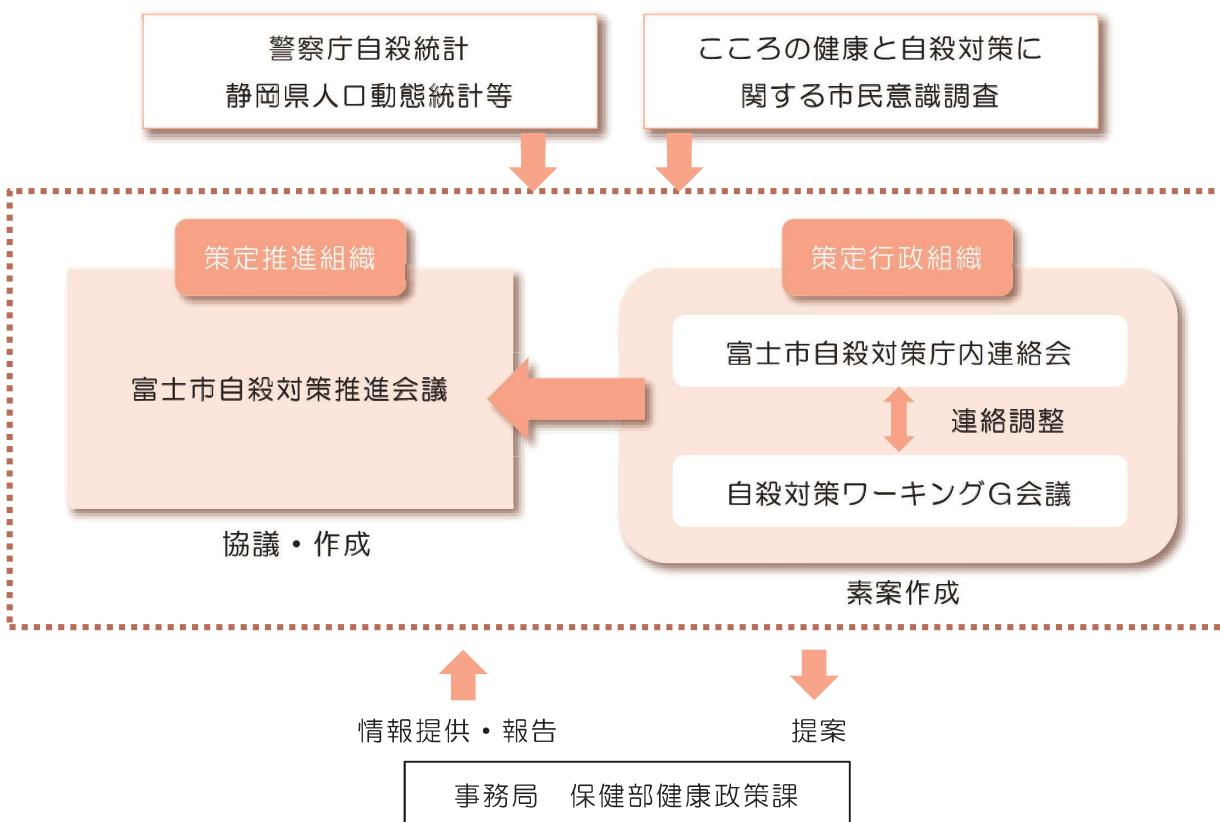
計画策定

4 計画の策定体制

行政組織である「富士市自殺対策庁内連絡会」及びその下部組織である「富士市自殺対策庁内連絡会ワーキンググループ会議」において素案を作成し、関係機関・団体で構成する審議会である「富士市自殺対策推進会議」において計画の協議作成を行いました。

策定にあたっては、自殺統計等の分析や社会調査として「こころの健康と自殺対策に関する市民意識調査」を実施し、本市の実状を反映した協議を行っています。

■ 策定体制



5 SDGs（持続可能な開発目標）との関連

令和2年7月に「SDGs未来都市」に選定された本市では、SDGsの17の目標と169のターゲットに則り、「市民の誰一人として取り残されない」社会の実現を目指し、官民連携の拡大などを図っています。

自殺対策は「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」という理念のもと、「生きることの包括的支援」として推進するものであり、SDGsの理念と合致します。このことから、本計画は、SDGsの達成に向けた計画としての意義も持ち合わせています。

■ 本計画で特に関連するSDGsの目標

 1 貧困をなくそう 人々の絆	貧困	【目標1】貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
 2 飢餓をゼロに 食事	飢餓	【目標2】飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
 3 すべての人に健康と福祉を 心拍	保健	【目標3】すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
 4 質の高い教育をみんなに 本	教育	【目標4】質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
 5 ジェンダー平等を実現しよう 性別	ジェンダー	【目標5】ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメント（能力開花）を行う
 8 働きがいも経済成長 グラフ	経済成長と雇用	【目標8】働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
 10 人や国の不平等をなくそう 矢印	不平等	【目標10】人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する
 11 住み続けられるまちづくりを 建物	都市	【目標11】住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 16 平和と公正をすべての人に 鳩	平和	【目標16】平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的に説明責任のある包摂的な制度を構築する
 17 パートナーシップで目標を達成しよう 花	実施手段	【目標17】パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する